

公益財団法人高知市都市整備公社役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知市都市整備公社定款（以下「定款」という。）第13条及び第27条に規定する、公益財団法人高知市都市整備公社（以下「公社」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用の支給の基準を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第21条第1項の理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第10条の評議員をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、定款第21条第2項の理事長及び第3項の業務執行理事のうち専務理事をいう
- (5) 非常勤役員等とは、前号以外の理事、監事及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）その他の経費の実費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、役員等に報酬等を支払うことができる。ただし、当該役員等が国の機関又は地方公共団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である場合は、この限りでない。

- 2 常勤役員の報酬等は、別表第1に定める限度額の範囲内とする。
- 3 常勤役員の報酬等は、その職務、資格等を勘案して、理事会が前項の規定の範囲内で当該役員ごとに定める。
- 4 常勤役員の報酬は月額とし、毎月支給する。
- 5 常勤役員には期末手当を支給することができる。
- 6 非常勤役員等の報酬等は、別表第2に定めるところとし、非常勤役員等の監事の報酬等は、資格等を勘案して、理事会がその範囲内で当該監事ごとに定める。

(報酬等の支給方法)

第4条 前条に規定する常勤役員の報酬等の支給方法は、次によるものとする。

- (1) 新任又は辞職等による離職が月の中途であるときは、新任の日から又は離職の日までを日割計算して支給する。
- (2) 死亡により離職したときは、死亡の月までを支給する。
- (3) 報酬の支給日は毎月16日とし、これにより難しい場合は高知市の例による。
- (4) 期末手当の支給率及び支給方法等については、高知市長等の給与、旅費等に関する条例（昭和26年高知市条例第13号。）の例による。

2 役員等の報酬等の支払いは、本人の指定する本人名義の銀行又は金融機関の口座への振り込みを原則とし、それによれない場合には、現金によるものとする。

(費用の支払い)

第5条 役員等がその職務遂行にあたって支出した第2条第7号に規定するその他の経費は、理事会の決定により遅滞なく支払うものとし、理事会の決定により前払いを要すると認められたものは、前もって支払うものとする。ただし、前払いを受けた役員等は、その支払いの完了後遅滞なく理事会に精算の報告をしなければならない。

2 旅費については、高知市報酬並びに費用弁償条例（昭和22年高知市条例第18号。）第10条第1項第4号の規定により算出した額を支給する。ただし、高知市の常勤職員の身分を有する役員等については、高知市職員等旅費条例（昭和36年高知市条例第38号。）の例による。

(公表)

第6条 公社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。）第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、公社の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1

理事長、専務理事の報酬等の額	1人あたり年間400万円までの範囲で理事会が各々定める額
----------------	------------------------------

別表第2

非常勤役員等の報酬等の額	1 監事は1人あたり年間10万円までの範囲で理事会が各々定める額 2 事業執行に必要な会議への出席又は事務に従事した場合、1回あたり1人10,000円以内の額（監事を除く。）
--------------	--